

検査制度の見直しに関するワーキンググループ  
第30回会合議事録

令和元年11月5日（火）

原子力規制庁

（注：この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。）

## 検査制度の見直しに関するワーキンググループ第30回会合 議事録

1. 日 時：令和元年11月5日（火）14:00～15:36

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室D, E

3. 出席者

### (1) 原子力規制庁職員

金子 修一	長官官房審議官
古金谷 敏之	原子力規制部 検査監督総括課長
武山 松次	安全規制管理官（実用炉監視担当）
門野 利之	安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）
杉本 孝信	安全規制管理官（専門検査担当）
志間 正和	検査監督総括課 統括監視指導官
渡邊 健一	検査監督総括課 課長補佐
高橋 昌行	検査監督総括課 課長補佐
佐藤 和子	検査監督総括課 課長補佐
布田 洋史	検査監督総括課 検査評価室長
笠川 勇介	検査監督総括課 検査評価室 室長補佐
小坂 淳彦	実用炉監視部門 企画調査官
吉野 昌治	実用炉監視部門 企画調査官
片岸 信一	実用炉監視部門 主任原子力専門検査官
熊谷 直樹	核燃料施設等監視部門 統括監視指導官
北村 清司	核燃料施設等監視部門 主任監視指導官
関 ルミ	核燃料施設等監視部門 主任監視指導官
高須 洋司	専門検査部門 統括監視指導官
村尾 周仁	専門検査部門 企画調査官
澤田 敦夫	専門検査部門 原子力規制制度研究官

### (2) 事業者

示野 哲男	原子力エネルギー協議会 事務局長
山中 康慎	原子力エネルギー協議会 部長
河村 篤志	原子力エネルギー協議会 副部長

坂上 卓史	原子力エネルギー協議会	副長
星川 茂則	東京電力ホールディングス株式会社	原子力運営管理部 保安管理 グループマネージャー
谷口 敦	東京電力ホールディングス株式会社	原子力設備管理部 設備技術 グループマネージャー
爾見 豊	関西電力株式会社	原子力事業本部 部長
中野 利彦	関西電力株式会社	原子力事業本部 安全管理グループ マネジャー
浦邊 守	日本原子力発電株式会社	発電管理室 設備管理グループ 課長
片桐 秀明	電源開発株式会社	原子力技術部 安全総括室 課長
横尾 智之	日本原燃株式会社	安全・品質本部 部長
黒石 武	原子燃料工業株式会社	熊取事業所 環境安全部安全管理グループ 長
青木 稔	公益財団法人	核物質管理センター 安全管理室 室長
曾野 浩樹	国立研究開発法人	日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ統括部 技術主席
内山 孝文	東京都市大学	原子力研究所 原子炉主務者・原子炉施設管理室長 代理
杉山 亘	近畿大学	原子力研究所 原子炉主任技術者代行者

#### 4. 議 事

- (1) 新たな検査制度の継続的改善に係る自己評価指標の設定について
- (2) 検査結果等に関する被規制者以外の関係者とのコミュニケーションのあり方について
- (3) 新たな検査制度における検査結果の総合的な評定について
- (4) 新たな検査制度における核燃料施設等に係る検査指摘事項の取扱いについて
- (5) 事業者における検討状況及びこれまでの検討事項へのコメント
- (6) その他

#### 5. 配布資料

- 資料1 新たな検査制度の継続的改善に係る自己評価指標の設定について
- 資料2 検査結果等に関する被規制者以外の関係者とのコミュニケーションのあり方について
- 資料3 新たな検査制度における検査結果の総合的な評定について
- 資料4 新たな検査制度における核燃料施設等に係る検査指摘事項の取扱いについて
- 資料5 新たな検査制度について議論が継続している事項について (ATENA資料)

<机上参考資料>

- 参考1 3条改正後の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」  
(<https://www.nsr.go.jp/data/000187175.pdf>)
- 参考2 第20回原子力規制委員会資料6 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第一段階）及び意見募集の実施等について  
(<https://www.nsr.go.jp/data/000279077.pdf>)
- 参考3 第31回原子力規制委員会資料3 「新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備（第二段階）及び意見募集の実施について」  
(<https://www.nsr.go.jp/data/000284795.pdf>)

○金子長官官房審議官 それでは、第30回検査制度の見直しに関するワーキンググループを開始いたします。本日も従来同様、規制庁の職員並びに各被規制者の事業者の方々から参加をいただいて、議論を進めてまいりたいと思います。

今日は議事次第にありますように、議事が五つほどございますので、効率的に進めていければと思いますが、私が、すみません、25分ぐらいでちょっと失礼をさせていただいて、その後、古金谷課長に進行を引き継がせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、議事の一つ目、新たな検査制度の継続的改善に係る自己評価指標の設定について、資料に基づいて事務局のほうから御説明いたします。

○古金谷検査監督総括課長 では、検査監督総括課長、古金谷でございますけれども、資料1に沿って御説明をしたいと思います。

この事案については、かねてよりも議論をさせていただいておりますけれども、今回は  
（機材トラブル）

○古金谷検査監督総括課長 すみません。ちょっと機材のトラブルがありましたけれども、回復しましたので再開したいと思います。

では、資料1に基づきまして御説明します。これは先ほど少し話しかけましたけれども、自己評価指標というものをNRCでも、この制度を評価するに当たって作っているということもありますので、我々もそれに類するものを作って、それによって制度のPDCAを回してはどうかということでございます。

1ページめくっていただいて、通しのページでいいますと3ページ目でございますけれども、これは全体像ということでかねてより御説明しておりますけれども、インプット情報の一つとして、この自己評価の指標というものを運用したいというものでございます。当然、運用の中でさまざまな疑問点だとか、あるいは要改善事項というものが我々の中から、

あるいは実際に検査を受ける被規制者、事業者の皆様からも挙がってくる、あるいはその他の関係者の皆様からの提案というようなものもあるかと思いますので、そういったものも含めて、基本的には制度の改善に使っていくということでございますけれども、まず、この自己評価指標というものを、今回、案を作成いたしましたので紹介させていただきたいというところでございます。

1ページめくっていただきまして、通しページの4ページ目でございますけれども。

基本的な考え方をここに示しております。基本的には我々の原子力規制委員会の活動原則というものがございますので、これは14ページのところに五つの柱ということで示しておりますけれども、それに合致した検査活動のパフォーマンスを示すというものを定めようということでございます。当然のことながら、ある程度の客観性あるいは数値的な測定可能性というものが必要になってくると思っておりますので、そういったものというふうに考えております。

判定基準としては、ここに三つございますように、これぐらいのレベルでの制度の運用であれば現状維持でいいのではないかとということと、少し制度的に検討するべきもの、あるいは運用上、考えるべきものというものについてのある程度の劣化の程度のところ、それからさらに、パフォーマンスがよくないというものについては制度改善というところも含めて検討していくというような3段階で指標と判定基準、スレッショールドというものをつくっていききたいというふうに考えております。具体的なものは次のページからお示ししております。

まず3ページ、通しページでいうと5ページ目でございますけれども、まず、我々の活動原則の一つ目、独立した意思決定というものに即したものとして、ここに二つ掲げてございます。

まずは独立性というところでありますと、やはり今回の制度の一つの目玉というところのフリーアクセスというところがございますので、こういったところに問題が生じていないかどうかというようなどころについて、一つの指標としたいというふうに思っております。これはいろんな現場での運用の中で我々検査官のほうで問題となったようなどころとか、事業者との意思疎通がうまくできていなかったとか、そういうところがあるかと思っておりますので、少し問題があった場合には要検討という形にしたいと思えますし、多くの回数、5回以上ということで、ここでは書いておりますけれども、そういったときには制度の改善というもの、規定類の改正とか、そういうところも含めて検討していきたいというところでございます。

二つ目は、指摘事項の根拠を明確にするというものでございます。これは我々、四半期ごとに検査報告書をまとめるということになります。その中に指摘事項があった場合にはその内容、それからなぜこれが指摘事項に該当するのかというようなどころについて、しっかりとした技術的な、科学的な見地から根拠を示していくということが必要になりますので、そういったところのレポートの書きぶりというところでの評価ということがござい

ます。

次のページでございますけれども、次は実効ある行動ということでございますけれども、形式主義を排除して現場を重視するということでございます。まず、定量的なものとしては、しっかりと基本検査、これは年間を通じて一定の検査ガイドについて、一定の検査サンプル数を行うということになるわけですが、これらについて年間を通して基本的には全て完遂できているかどうかということの中で考えていきたいと思っております。

それから、指摘事項で特に白以上になった場合には追加検査の必要性が出てきますけれども、そういったものが所定のタイミングでしっかり終わっているかどうかというところについても考えていきたいということでございます。基本的には6か月以内というところがございますので、それ以内に終わっているかどうかというところが判断基準になろうかと思えます。

次のページでございますけれども、同じく2番の活動原則に沿ってということになりますけれども、やはり現場の検査官がしっかり検査しているかどうかというところを、我々原子力規制委員会、規制庁として把握していくというところが必要でございますので、いわゆるマネジメントによるオブザベーションというところが我々としてもしっかりやっていきたいというところがございます。これは課長以上あるいは室長以上というところで数回、現場に行って実際に検査官が検査をしている現場を横で見ながら、事業者とのコミュニケーションに問題がないかどうか、あるいは指摘事項についての検査官と事業者とのやりとり、技術的に深みのある検査ができているかどうかというところを、しっかり検査官の活動を見ていくというものでございます。

それから、2-4でございますけれども、これは初期スクリーニングがしっかりと所定のタイミング、期限内に終わっているかどうかというところがございます。これは実際に検査官が現場で活動していて、パフォーマンス欠陥に該当するであろうというふうに特定した、要は気付き事項ですね、気付き事項が恐らくパフォーマンス欠陥であろうというところを特定した日から、初期スクリーニングが終わって、指摘事項となるかどうか、要するにパフォーマンス欠陥の有無、それからマイナーか、マイナーを超えるかどうかというところの判断というものをしっかり3か月以内ですするというものでございます。

続いては、その後のプロセスのタイムリーな実施というところがございますけれども、指摘事項で言った、緑を超える可能性が出てきたという場合には、その後、所定のSERPあるいは事業者とのレギュラトリー・カンファレンスというようなものを行って、最終的な決定を行っていくということになりますので、そういった手続を、緑を超える安全重要度のものについての評価というものを3か月以内に終わっているかどうかというところについての評価ということになります。

次のページ、通しで9ページ目でございますけれども、次は、三つ目の活動原則に基づいたものということになります。透明で開かれた組織ということでございますけれども、検査の透明性というところになります。具体的には今3-1にありますように報告書がしっ

かりと公表される、しかもタイムリーなタイミングでですね。恐らく今の保安検査の報告書と同じように、委員会に報告するというようなタイミングでの公表ということになると思いますが、そういったものがタイムリーにしっかりと、検査を終えてから一定の期間内に発行できているかどうかというところが3-1というところになります。

二つ目は、パフォーマンスの指標ですね、PI。それから、今申し上げました報告書というものが、検査結果というものがしっかりと我々のホームページに所定のタイミングで掲載されるかどうかというところについての判断ということになります。

三つ目は、恐らく制度改善に向けて引き続き我々と被規制者あるいは外部の有識者と意見交換するという機会が設けられるかと思しますので、そういったものがしっかりとやられているかどうか。ここにはワーキンググループレベルとしては年4回程度ではないか、あるいは専門家も交えた検討チームであれば年2回程度というふうに書いておられますけれども、こういったものが、制度運用開始後も事業者とコミュニケーションをとる機会というものを設けていきたいということで書いているものでございます。

それから、先ほどの緑を超える可能性のあるものについてのプロセスの中で行われます意見聴取会あるいはアピールパネルというようなものについても、その都度、タイムリーに行われるかどうかというところについても指標として設けていきたいというふうに考えております。

続いて、11ページ目でございますけれども、活動原則の四つ目の向上心と責任感というところでございます。これは、むしろ我々検査官の質を高めていくというところがメインになるわけでございますけれども、検査指摘事項等の共有ということでございます。これはやはり、さまざまなサイト、事業所で、さまざまな指摘事項あるいは気付き、あるいは検査官によって検査のプラクティスというものが異なりますので、いわゆる、いいものについてはどんどん共有していきたい、あるいは指摘事項についても、そういうものがどういう違反であったか、あるいはどういう視点でそれを探し出したのかというようなところについては、ここに書いております業務システム、我々が今開発中でございますけれども、そういう中に入力するというところとあわせて、定例の検査官会議あるいは我々の規制庁の中の会議というところで共有していきたいというものでございます。

それから4-2のほうですけれども、これは運転点検等の最新知見の収集、共有というものでございます。これは我々規制委員会の中で技術情報検討会という場があって、海外あるいは国内問わず最新の技術的な情報については収集して、それを規制制度に反映するというようなところについて検討を行っているわけですが、こういった中で得られた情報で、検査にとって有益なものについてはどんどん、先ほど申し上げましたような検査官の会議の場等々において共有していきたいというところでございます。

それから、三つ目のところでございますけれども、これはまさに教育の訓練、研修の部分でございますけれども、検査官については3年に1度、リフレッシュの研修をすると。資格を更新するために、そういった制度を我々の中で設けておりますので、それをしっかりと

とクリアできているかというところで、指標として設けたいというところがございます。基本的には全員しっかりと受講して、必要な資格を延長していくということが必要になるかと思っております。

通しの13ページ目でございますけれども、次が緊急時の速応というところがございます。これは検査というところでいいますと、恐らくここに書いております特別検査の部分になるかと思っておりますけれども、何か事故、トラブルが起こったときに即座に事故のリスクの程度に応じて特別検査を実施するかどうか、あるいはその場合にどういった検査をするのかということをお我々の中で検討して検査官を派遣する、あるいは事務所の検査官に検査してもらおうということになるかと思っておりますので、そういったものが適切に、即座に対応できたかどうかというところについての指標ということになります。

以上が資料1の説明でございます。

残り、14ページ目が先ほど申し上げました活動原則を参考として御紹介しております。

15ページ目については、これは以前、検討チームで御紹介した資料ということでございますけれども、説明は省略したいと思います。

以上でございます。

○金子長官官房審議官 指標についての説明ということで、当然ですけど、評価は最初にありましたように指標だけで行うものではなくて、いろいろな、今の五つの我々の活動原則に沿って、あるいはそもそも検査制度はどういうふう運用されるべきかという視点から、いろいろな方々から、こういう点がうまくいってないんじゃないかとか、現場に負担がかかってしょうがないとか、いろんな声が出てくるかと思っておりますので、そういうものに応じて評価していくわけですがけれども、今事業者の皆さんがとっているPIと似たような形で、定期的あるいは定型的に監視していけるようなものとして幾つか例を挙げさせていただいております。これは特に被規制者の方で、こういう点はよく、ちゃんとモニタリングしておいたほうがいいんじゃないかとか、規制機関としてこういうところは大事だからしっかりやってほしいとかというような御意見があれば、ぜひいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

お願いいたします。

○星川東京電力ホールディングス原子力運営管理部保安管理グループマネージャー 東京電力ホールディングスの星川です。

ちょっとこの指標を見せていただいて思ったことがありまして、実は今、金子審議官に補足説明してもらって大分納得したんですけども、この指標を見ると、どちらかというところいろいろな手続とかプロセスがタイムリーに行われていますかと、そういったところに焦点が当たっているなというふうに感じています。今、金子審議官からも話があったんですけども、検査官のプログラムとか、実際の検査の中身がどうだったか、そういったところも評価していただきたいと思っております。こちらについては、ちょっとPIのデータで、数値でとるのが難しいのかなと思うんですけども、例えば意見交換をするとか、アンケート



ートをするとか、そういったいろんな方法でデータをとって評価していただきたい、そのように考えております。

○古金谷検査監督総括課長 御指摘ありがとうございます。規制庁の古金谷でございます。

先ほど金子のほうからも話がありましたけれども、当然のことながら、いろんな事例ベースも含めて、こういった問題があったとか、こういった点が懸念だとか、こういった点が不明確なのでもう少ししっかりと運用上明確にしてほしいということが出てくると思いますので、そういったものは、こういった数量的なものとしてなじまない可能性もあると思いますから、それはどんどん、こういう意見交換の場で御指摘いただきたいと思います。

あわせて、今、我々規制庁の中でも考えておりますのは、今はちょっと特に我々の検査官向けにいろんなアンケートをしようと思っております、それは検査制度の理解度、我々の検査官自身がどれぐらい理解しているのか、あるいは運用上どんな問題があるのかというところを我々として把握して、それを制度改善につなげていきたい、あるいは教育とか、そういうものにつなげていきたいというところで考えてございますので、いろんなアプローチで問題点は明らかにして、改善していくという方向で考えていきたいと思いますので、ぜひ事業者の皆様の中でもそういった意見を集約していただいて、こういった場で御披露いただけるのであれば、積極的にそういったものを検討の材料として取り上げていきたいと思います。

○金子長官官房審議官 どうぞ。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力の爾見です。

もう一点です。これは恐らくアメリカのIMCの0307の附則Aというのに自己評価のPIというのがあって、二、三十個あるんですけど、その中でかなり同じもので改善していこうという意欲の見える資料かなという気がしていて、いいと思うんです。

これの中で、指標の中で一番大事だというのは恐らくSDPの重要度がぶれていないかという指標があるんです。そこに近いものが今日の資料の1-2の根拠の明確さとかかなという感じはするんですけど、アメリカの指標R2番というところにあるんですけど、R2番を見ると、ほかの人が見て、色を決めた人以外の検査官の人とかが見て、資料だけ、アクセスできる資料だけを見て、同じ判定が出るかというのを見ているんです。

その見方というのは結構有効で、そういうファクターを、最初は難しいんですが、特に附則Mとかは、Mじゃなくて定性的評価とかは難しいと思うんですけど、でも、そういうことを目指すんだという意味で、そういう指標を明確化しておくといいのではないかと思います。

以上です。

○古金谷検査監督総括課長 御指摘ありがとうございます。

爾見さんが今おっしゃった1-2、ページでいうと5ページのところなんですけれども、ここはまさに括弧書きで書いてあるんですけど、検査官会議での指摘の数というものもあるんですけど、要は、我々は大体、保安規定の場合、保安検査の場合、四半期が終わ

ると検査官会議というのをやっております、そこで指摘になるようなもの、違反になるようなものですね、そういうものは全て、ほかの事務所の検査官も含めて、そこで披露して、議論して、みんなの中で、そこで別に必ず決めるわけではないんですけども、いろんな検査官に、こうじゃないか、ああじゃないかという意見を言ってもらおうというふうに思っています。最終的には当然、決めるべき者ということで、その事務所と、当然、本庁、発電炉であれば実用炉監視部門、核燃の施設であれば核燃料施設審査部門、検査部門、監視部門ということになるんですけども、最終的にはそういう形でできるだけコンセンサスをとるような形で、理解を深めるというような形で決めておりますので、恐らくそれを公開するということでは今ないんですけども、当然そこでの議論については最後、違反を最終的に決めて、それを紹介したときには、報告書を公開したときには、そういったものも含めて説明するということになるのではないかなと思います。

ただ、そういったところを通じて我々の中でもぶれないように、検査官のある程度の一貫性というものを確立していきたいなというふうに考えております。ありがとうございます。

○金子長官官房審議官 ほか、よろしいですか。

先ほどアンケートという話がありましたけど、事業者側からのインプットをいただく仕組みとか、被規制者からのインプットをいただく仕組みをこういう中で明確に位置づけておくというのは一つのやり方としてはあると思うんですけど、そういう意味で何か、こういうのはちゃんと見聞きしておいてほしいと言ったらいいんでしょうかね、モニタリングしてほしいというようなことがもしあるようであれば、先ほどのアンケートでも構いませんし、と思いますけど、いかがでしょうか。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力、爾見です。

細かい一個一個はもうちょっと、きちっとバランスを見ないといけないと思うんですけども、ただアンケートでいうと、やはりそれぞれ、お互いがお互いをどう思っているのか、心が今まで結構遠かったと思うんです、指摘される側とする側みたいな感じになっていて、でも、恐らく安全上このぐらい問題だねということを経験することが指摘の目的になるので、きちっと説明してますかと事業者に、検査官の方が事業者をどう思うかということと、事業者は検査官が言っている指摘の内容がわからない、これはよくないと思うんです。何かそういうものを継続的にウオッチできるようにアンケートをとるといって、そういうのがいいんじゃないかなという気がしますが、ゆっくり、最初からじゃなくてもいいと思うんですけども、そういう観点で入れていくといいと思います。

○金子長官官房審議官 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。また何か気が付きがあれば、後からでもおっしゃっていただければと思います。

それでは、次の2番目の議題に行かせていただきまして、検査結果等に関する被規制者以外の方々の関係者とのコミュニケーションのあり方について、事務局のほうから説明さ

せていただきます。

○古金谷検査監督総括課長 では、資料2、ページでいいますと16ページ、通しでございますけれども、こちらで御説明したいと思います。

本件についても以前からちょっと検討チーム等でも議論しているわけでございますけれども、今回具体的にこういう形で試運用の中で一度やってみてはどうかという形を提案しているところが、これまでと違うところでございます。

ページを1ページめくっていただきますと、目的というふうに書いておりますけれども、これについては今回の新検査制度の運用の一環として、できるだけコミュニケーションを一般の方々とも図るという中で、検査の結果について、わかりやすく被規制者の方々以外の関係者にも直接わかりやすく説明するというをやっていきたいということでございます。こういった中で我々の検査の透明性を高めるというようなこと、それから情報発信を強化するというようなところの効果が得られるということを期待してございます。

具体的な方策、具体的なやり方ですね、これは今回提案する内容でございますけれども、我々はやり方として五つぐらい、具体的な形式としてはあるのかなというふうに考えております。

ここに書いておりますような事業者との公開での会合というようなところ、これは意見交換を事業者と我々の間で行って、それを一般の方が聞くというようなスタイルというところでございます。

二つ目がオープン事務所方式ということで、事務所、オフサイトセンターなどにありますけれども、そういったところでパネルを、検査結果について記載したパネルを設けて、そういったものを掲げることで来訪された地域住民の方々に御説明するというような形式でございます。あわせて、もし可能であれば、オフサイトセンターの設備の状況についても見学してもらってはどうかと思っております。

それから3番目が、住民説明会方式ということでございますけれども、あるタイミングでどこかの、人が集まれるようなホールなどで検査結果を、こちらからまず説明するというようなことをして、その後で意見交換するという形式でございます。

それから4番目は、既存の会議を活用するというものでございます。これは各地域、地域によって異なると思っておりますけれども、定期的に検査結果をコミュニティーの場で紹介する、あるいは地元の自治体の方々の会議の場で紹介する、説明するというようなことがありますので、そういった場を使って検査結果を紹介するというようなやり方でございます。

それから5番目は、基本的には説明会方式なんですけれども、もう少しいろんな場に向いて説明するというものでございます。これは例えば、その地域の地元の公的な機関の建物の中だとか、あるいは何かイベントがあるときに、そこにパネルを出してというようなことも考えられますけれども、いろいろな場所で、必要なところで検査結果などについて御紹介するというようなものでございます。

次、めくっていただきますと、それぞれに一長一短があるということで、我々の整理し

たものが次のページでございます。それぞれ一長一短があるということでございますけれども、例えば①の事業者との会合ということでありまして、やはり我々と被規制者が直接対話するというところがメインになりますので、ほかの関係者の参加、あるいは直接的な関与というものが希薄になるという問題点があるのではないかとこのように思っております。

オープン形式あるいは住民説明会というもの、あるいは出前説明というものであれば、基本的には我々が地域の皆様に説明するというところですね、目的に合致しています。既存会議というものも、これも参加者の内容にもよりますが、住民参加というものがあるのであれば、大いに目的としては合致するものだろうと思っております。

こういった五つについては、我々、かかるリソースも変わってくるのかなと思っております。一つ懸念としてあるのは、やはり会議室の確保だとか、あるいはどのように広報するのか、それからやはり警備の問題というものがいろいろありますので、そういったものに我々のリソース、場合によっては一定の費用もかかるということがあろうかと思っております。それぞれのやり方で、それぞれの課題があるというふうに思っております。

最後、右側のところの課題というところでございますけれども、先ほど申し上げましたように、①であれば直接性というものの課題があるかなというふうに思いますし、そのほかの部分によっては、我々のほうの力量だとか、地元との調整だとか、そういったもので必要になってくる課題というものが異なってくるというところがございます。

次のページ、20ページ目でございますけれども、いろいろある中で、我々として、まずやってみてはどうかと思っておりますのが二つの方式でございます。具体的には先ほど説明した2番目と3番目というところを考えておりますけれども、そこに書いておりますようにオープン事務所の方式というものについては、直接、対面でコミュニケーションをとることができるし、それぞれの来ていただいた方々に個別の質疑対応ができるということで、説明が丁寧にできるというところがございます。

説明会方式というものについても、これについても説明して、いろんな質疑に適切に対応するということからして、目的を達成できるのではないかなというふうに考えておりますので、まずこの二つの方式を一度、どこかの規制事務所においてやってみるというようなことを今考えております。これについては、やはり地元との調整とか、あるいは事務所との調整、それから当然、実施する事業者、被規制者側、そちらとの調整も必要になるかと思っておりますので、そういった点も含めて、もう少し内部で引き続き検討したいなというふうに考えております。

次のページでございますけれども、今後のスケジュールということで書いております。当面このターゲットとしては、できれば年内、12月中ぐらいにできればなというふうには思っておりますけれども、やはりいろんな調整がありますので、あまりスケジュールありきということではなくて、とにかくフェーズ3の間で一度、経験を積んでみて、皆様にも共有して、今後のこういったコミュニケーションのあり方については引き続き検討してい

きたいと思っておりますので、まずは一度どこかの事務所でやってみたいなというところ  
でございます。

ここにスケジュールを書いておりますけれども、当然また検討チームのほうでも、11月  
下旬に開催予定でございますので、そこでもまた有識者の先生にも意見を聞いてみたいと  
いうふうに考えております。

以上が説明になります。

では、もしよろしければ、御質問あるいはコメントがありましたら、どなたでも結構で  
すのでお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

恐らくこれはむしろ、被規制者の方というよりは、我々がほかの方々に対してどうする  
かということでございますので、なかなかコメントしにくいという部分もあろうかと思  
いますけれども、先日の検討チームで議論した際には、こういった場にも被規制者の方も、  
できれば横にいて、説明できる機会を設けていただければというようなコメントがあつた  
かと思っておりますので、我々としてもそういうのが可能であれば、そういう形もやっていき  
たいというふうに思っています。ただ、いずれにしても、我々の中でのまだ検討も必要です  
し、いろんな関係者との調整も必要でございますので、実際やるに当たっては事業者の  
方々にも御相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

どうぞ、お願いします。

○黒石原子燃料熊取事業所環境安全部安全管理グループ長 原子燃料工業の黒石と申しま  
す。

質問2点ほどございまして、一つは、我々は既に地元であったりとか、地元の警察と消  
防といった関係機関とコミュニケーションをもうとっているところもございまして、こ  
ういう説明会の資料を事前に、そういう関係機関に説明するようなことはお考えなのかど  
うかというのが1点と、それから、検査制度の説明会ということではありますけれども、  
一般の方の御質問を受けるとなりますと、必ずしも検査制度には直接関係ないような質問  
もあろうかと思っておりますので、そのような場合の対応はどのようにお考えかということをお  
聞かせいただければというのが質問の2点目。

それからもう一点、今回の資料を見せていただきました。全体の18ページ、19ページの  
ように、いろいろな場合、やり方、手法を御検討いただいておりますけれども、いずれに  
しても我々事業者としましては、地元の自治体のことが非常に重要視されますので、その  
辺りの視点で考えてみますと、地域、地区あるいは自治体によって、あるいはオフサイト  
センターの立地などによって、現状、既にさまざまなケースがあると思っておりますので、幾つ  
かの方法の中、一つ決めるというよりかは、選べるというようなことが効果を高めるんじ  
ゃないのかなというふうに考えるところでございます。

以上です。

○古金谷検査監督総括課長 御指摘ありがとうございます。規制庁、古金谷でございま  
すけれども。

先ほど冒頭の地元のいろいろな関係者への事前説明については、当然やらなきゃいけないかなと思っております。これも希望を聞かないと、その地元の、それぞれの機関、それぞれの要望というものがあろうかと思imasるので、その辺をしっかりと聞いた上で、こういったやり方が一番、地元にとってもいいのかというようなことは考えていきたいと思imas。

そういう意味では、最後の御質問にも関係するんですけども、やり方として今回、試運用としては、先ほど申し上げましたオープン事務所方式と住民説明会方式というものをやってみようかなと思うんですけども、いろいろな地元の関係者の要望があろうかと思imasるので、それも聞きながら柔軟に、個別個別の地域の事情に応じた形でできるようにしたいかなと思っております。

これは、形をどうのこうのというよりは、住民あるいは地域の皆様に理解していただくというのが大事だと思imasるので、そういう意味では、あまり形を本格運用では、かちっと決めずに、もう少し柔軟に地元のいろいろな状況、要請に応じて対応できるように考えたいと思imas。

どちらかというとな参加する側の興味に立つということになると、二つ目の質問になるんですけども、必ずしも検査の制度あるいは結果というものだけでなく、やはり今おっしゃったような、黒石さんがおっしゃったようなところ、検査以外のところ、例えばまだ稼働していない施設であれば、審査の状況がどうなっているのかというようなことも興味がある方はいらっしゃるかと思imasるので、当然こういったものをやるに当たっては、我々が一方的にというよりは、地元の皆さんの興味に即した形で説明をやっていかないと、結局こちらの言いたいことだけ言ってということになりますので、やはり聴衆志向型というような形で、オーディエンス・オリエンティというような形で説明会をしていかなきゃいけないかなというふうに考えておりますので、その辺のやり方、具体的な内容についてもちょっと我々の中で検討していきたいかなと思っております。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

本件についても、また検討チームで先生方からも御意見を頂戴したいと思imasるので、またそこでも御議論に参加していただければと思imasるので、じゃあ議題2の点については、これで終わりにしたいと思imas。

では次は、議題の3番目でございます。資料としては22ページのところです。これは総合的な評定をどういう形にするかというところについての一案の御提案というものでございます。

資料をちょっとめくっていただいて、別紙1、通しのページでいいますと24ページのところを御覧いただければと思imasが。

これは今、実際に試運用で使っている原子力規制検査等実施要領の、これはまだドラフトですけども、その関係部分の抜粋というものでございます。総合的な評定についても、こういった記載があるということでございます。総合的な評定は、ここには明確に書いてありませんけれども、改正される原子炉等規制法の中でもしっかりと根拠条文がございま

して、それをやっていくと、それを次年度以降の検査に活用するということが法律上も明記されておりますので、そういった形で総合的な評定をやりたいということでございます。

ちょっとページを戻っていただきまして、22ページのところです。ここの構成あるいは内容というところが今回御相談するものでございますけれども、具体的な例は、その後の別紙2のところで大飯の例をつけておりますけれども、基本的に記載内容としては、大きくは二つを考えております。

まずは、原子力規制検査等の結果というものでございまして、ここにも記載項目として具体的に挙げておりますけれども、規制検査の結果が年度、1年間ですね、やってみて、それがどうだったかというところでございます。もし指摘事項があれば、そういったもの内容あるいは色、そういったものを具体的に書いていくということがありますし、逆に指摘事項がなければ、単になしと、こういう検査をしまして、基本検査をして指摘がなかったということだけになろうかと思えます。

次が安全実績指標、PIの結果ということになります。これは当然14項目ほど、実用炉の場合はございますけれども、それぞれについて年間を通して緑がずっと継続されていたのか、あるいは、ある一部の指標で白になるようなことがなかったかどうかというようなところについて論じるというものでございます。

それから、その他、必要に応じということで書いておりますけれども、ここにあるようなことを、少し留意しておくべき事項ということで記載する内容ということでございますけれども、具体的には前回の評定から対応区分が変わったという場合には、それをどういった理由で、追加検査の結果とか、そういうものでやっているのかということ。あるいは指摘事項が出て、区分が1から2に、あるいは1から3にというようなことがあろうかと思えますので、変わった場合には理由というものを明記するというところでございます。

それから、3年間以上継続して第3区分が設定されている場合ということで、要は第1区分ではなくて第3区分というところで長期間継続している、維持されているということで、恐らくこれは改善活動というものが十分に進んでいないというようなところがあるかと思えますので、当然我々としても追加検査を行っているような状況だろうと思えますけれども、その状況について、我々としての問題意識というものを記載するというところかと思えます。

それから、その他、検査等を通じて確認された安全上の懸念ということでございますけれども、例えばこれは横断的な部分、これをどこまで書くかというのは今後、我々としても考えていかなきゃいけないんですけれども、指摘事項が緑ぐらいの指摘事項であっても、ある横断的な領域で気になる部分があるとか、あるいは検査、まだ確認中でかなりこれは緑以上になる可能性が高いなというものについては、こういう事案について今検討中ですよというようなところについても記載していく必要があるかなというふうに考えております。

これがまず総合的な評定の中で最初に書く、1年間を通じて我々の検査あるいは指標の中でどういった状況であったかということの1年間の活動の結果を全部コンパクトにまと

めるというものが(1)番でございます。

それを踏まえて総合的な評定ということになりますけれども、これについては、ここにも書いておりますように、事業者の活動が各監視領域に関連する活動目的を達成しているかどうかというような記載をするというものでございます。ですから、基本的には1文、2文でこういった点をしっかり書くというところかと思っております。

それから(3)番目といたしましては、次年度以降の検査計画ということでございます。総合的な評定の結果を踏まえて、必要であれば追加検査を行うというようなことがございますので、そういったものを書くというところと、あと恐らく、特にチーム検査については今後、向こう2年程度について具体的に、この時期に、このチーム検査を行いますというようなところをしっかりと計画的に進めていく必要があるかと思っておりますので、そういった点についても明記させていただきたいというようなところでございます。

あと、その他ということで書いておりますけれども、これについてはまさに法律で要求されているものでございますけれども、安全に関する最新の知見を踏まえ、事業者のそれぞれの活動がその結果、効果というものを検証して改善が図られているかどうか、基本的には是正措置活動が健全に運営されているかどうかというようなところを勘案するというのがございますので、こういった点で少し懸念があるようであれば、恐らく先ほどの(1)のその他というところで少し、我々として何か指摘するということがあろうかと思えます。

具体的な記載例につきましては、25ページを御覧いただければと思います。これが大飯の3号機、これは半期、フェーズ2で我々はチーム検査も一部やりましたし、基本検査、事務所の検査も行いましたので、それらの結果をもとに、こういった書きぶりになるのかなということで記載しているものでございます。

まず(1)ということで、令和元年度の原子力規制検査等の結果というところで、基本検査を今回は実施しましたということ、その結果として下に書いてあるということでございますが。

まず、規制検査の結果としては、計画どおり基本検査を実施した。特に指摘事項は確認されなかったということでございます。指摘があれば、ここに、その概要を書くということになろうかと思えます。

それから、(2)安全実績指標の結果というところについても、今回は特に悪くなる指標は確認されませんでしたので、期間を通じて緑というような状態であった、良好な状態であったということでございます。

その他の事項ということで書いておりますが、これは実際の検査で、まだ白黒はっきりできていない、調整、事業者と継続的に確認しているものでございますけれども、具体的な事案として、こういったものがありますということで書かせていただいておりますが、内容については省略したいと思います。

総合的な評定というところで、1.に書いた結果を踏まえて、こちらに総括しております



けれども、特に安全実績指標については問題なかった。それから指摘事項、検査での指摘事項というものは確認されなかったということで、対応区分としては第1区分ということでございますので、基本的には各監視領域に関連する活動目的を満足している、それから自律的な改善が見込める状態というような形での総括という形にしたいと思っております。

あと、3番目といたしましては次年度の検査計画ということで記載しておりますけれども、基本的には指摘事項もなかった、対応区分も1ということですので、基本検査を実施しますというようなことを明記するということと、少し具体的な計画をチーム検査については記載できれば、今ここにお示ししているような形で、それぞれ何年の何月ごろというような形で明記できればなというふうに考えております。

27ページのほうは、大飯の4号機の例でございますけれども、基本的に書いてある内容は今の大飯の3号機と同じ構成ということでございますので、具体的な中身の説明は省略したいと思います。

あと、28ページ目でございますけれども、これは評定の結果については法律に基づいて事業者へ通知するというようなことがございますので、このような表文をつけて、先ほどの27ページあるいは25、26ページ目にありますような評定結果については事業者のほうへ通知するというような形に、具体的な運用としては持っていきたいというふうに考えております。

説明のほうは以上になりますので、あと御質問あるいはコメントがありましたら、お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○河村原子力エネルギー協議会副部長 原子力エネルギー協議会の河村です。

まず、1ページ目の総合評定の結果の2.総合的な評定の構成及び内容のところの(1)原子力規制検査の結果のところの記載項目の中で、最後、「その他（必要に応じ）」というのがありますけれども、ポツの三つ目で、継続、確認中の気付き事項、大飯の事例でも2件書かれておりましたけれども、気付き事項に関してはどこまで書くのかなというの少し検討が必要かなというふうに思います。

例えば気付き事項の中でも、もう、ほぼ緑に近い状態にあると。最終的に、状況も報告書を仕上げる前で、確認段階にあるというものであれば記載されてもいいのかなと思うんですけども、まだ確認中であって、もしかするとマイナーになって、やはり重要度としてはそれほど高くないという事象もやっぱりあるというふうに思いますので、記載、書き方というところも、先ほどまた検討をしていくということでしたので、ちょっとまた書きぶりなどについては相談させていただきたいなというふうに思います。

例えば大飯の今、出されている報告書の中でも、必要な改善が行われていないおそれがあるというところが、本当にそういう状況であれば、それでも、記載でもいいのかもしれませんが、まだこの辺、事実確認をしているところであるのであれば、あまり記載としてはよくないのかなというふうに思います。

あと、その他の事項として記載するのであれば、例えばもう指摘事項というのが決まっ

ていて、緑なのか白なのかとか、それ以上なのかという、今、評価をしていますということは、こういったところでも記載すればいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○古金谷検査監督総括課長 ありがとうございます。

当然のことながら、指摘事項になったものは検査報告書にも記載、四半期ごとのですね、されますし、こういったところでも、そのボリューム感としてどこまで書くかというのはあるんですけども、一定の記述、あるいは、少なくとも件数としてカウントするとか、そういうところは必要かと思っています。

もう一つのその他のほうで、確認が継続しているような事案についてどこまで書くかというのは、おっしゃるとおり、これはちょっと個別のケース・バイ・ケースのところもあるかなと思いますし、あと、こういったものを恐らく四半期ごとの検査報告書の中でも記載するものが出てくると思うんですね。ですから、やはりまずは検査報告書の中で記載するかどうか、それがどういうところなのかというのは、恐らくこれは実際に担当している検査官の、ある程度こっちはないかと、ある程度もう緑以上は確実だよねというものであれば、記載するというところかもしれないし、これはどう見てもまだ確認中だけれども、リスクとしては低いので恐らくマイナーになるのではないかと、そういうことのやはり事案ベースで少し議論していかなきゃいけないと思いますし、当然、報告書に記載するかどうかというところは、できるだけ事業者ともコミュニケーションをとって、書くときには書きますということを事前に御連絡するとか、そういう形でやっていかなきゃいけないのかなと思います。

ただ、ここで書くことで、我々としての効果としては、事業者のほうにも、ちょっとスピードアップして、指摘になるかならないかというところは、しっかりとスピードアップして結論を出したいなというところもあるので、ずるずる行かないように、こういったところで、ある程度、これを見えていますよということを開示して、事業者のほうからも必要な情報を提供してもらおうというような効果も我々としては狙いたいと思っておりますので。

ただ、いずれにしても、そこは具体的な指摘事項になるかどうか、それから、その可能性があるかどうかとか、その辺を踏まえて、コミュニケーションをとりながらやっていきたいなというふうに思います。御指摘ありがとうございます。

○河村原子力エネルギー協議会副部長 原子力エネルギー協議会、河村です。

ありがとうございます。四半期ごとの報告書は、おっしゃるとおりかなというふうに思います。ここで、総合的な評定の報告書なので、年度の、いわゆる四半期の、四つの四半期の取りまとめの報告書なので、その記載、どこまで書くかというのは、確かに年度またぎで、いろいろ案件、継続中のものもあるかと思いますが、ちょっとそれも含めてどこまで記載するのかというのは、またちょっと相談させていただきたいなと思います。

○古金谷検査監督総括課長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

どうぞ、爾見さん。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力の爾見です。

今のと関係してなんですけど、この総合評定というのは、恐らく四半期報で、事業者にとっては何が大事で、どういうことが危ないかということはわかるんですね。これ、多分、一般向け、外向けにも、検査の内容を知っていただくという用途が、ある程度、ここに入っていると思います。そうすると、何が大事かということ、指摘の内容が重要なものなのか、軽いものなのかということを見てわかるということが大事だと思うんです。そういう観点でいうと、未確定のものを書くのは、ある程度確定していないといけないかなど。要は大事さがどのぐらいかということをおわせて書くということが、多分大事じゃないかなという気がします。この事例は私、知っているんで、これは大事だと思うんですけど、とても大事だと思うんですけど、それだったら大事だと書いたほうがいいと思います。

横断領域のほうは、これはかなりグレーなんです。大事さがどのぐらいかということをお伝えるというのが、これではわからないんじゃないかということをお私、危惧します。横断領域は、横断領域のルールへの抵触があります、いろんな影響があるかもしれませんという指摘は、僕はしないほうがいいと思っていて、その結果、小さなものなんですけど、こういう不適合が、是正の未実施が10個ありましたとか、100個ありましたとか、そういうものがあわせて書けるんだったら、私、効果はあると思うんです。重要度は低いけど、たくさんあります。重要度が高ければ、一件一件が指摘になるはずなので、ここで書かないでもいいと思うんですけど。なので、そんなふうにお、重要度が伝わるように書くということをおちょっと検討した上で、書き方を考えるというのがいいと思います。

○古金谷検査監督総括課長 御指摘ありがとうございます。

ちょっと、具体的な記載をどうするかというのは、引き続き、いろんな事業者の方ともコミュニケーションさせていただければなと思いますし、今、爾見さんがおっしゃったように、これがどういう意味を成しているのかというのがわかるように書くというのは大事だと思いますので、その点も踏まえて検討したいと思います。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

どうぞ。お願いします。

○曾野日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部技術主席 原子力機構の曾野と申します。

今回の総合的な評定の単位なんですけれども、原子炉については、1原子炉ごと、ほかの事業については事業ですとか指定の許可ごとということで、特に何もなければよろしいんですけれども、そういった指摘事項が事業許可の中で複数の施設においてあったときに、それらの関係がどのように評定されるのかという点についてお尋ねしたいと思っております。例えば原子力機構の場合ですと、使用許可の中に複数の施設がございます。一つの拠点の中で、複数の施設が何かそういう気付き事項が挙げられたと。それらについて、共通的な要因で、事業者として何か指摘するようなことがあったら、そういったものも含ま

れるのか。

あるいは原子炉についても、例えばAとBという原子炉があったときに、それらに共通要因として何か指摘事項があったら、それぞれの評定において指摘に対する関係が示されるのか、そういう複数の施設に対する指摘についてどのような記載がされるのか、もしわかりであれば、教えていただければと思います。

○古金谷検査監督総括課長 御指摘ありがとうございます。

共通的な事項、これは別に核燃料の施設、実用炉を問わず、共通的な指摘というのはあるかと思うんです。端的な例で言いますと、例えばこの前、保安規定違反で、東京電力の本社のほうで予防処置をしていなかったというのは、これは複数の施設に影響するということもありますので、そういったものをどう記載するかというところはあるかと思えます。

今、例として示したものについて申し上げますと、共通的なものは両方に記載しているというような形にしているんですね。CAP活動の継続事案についてはですね。例えばこういう形というものもあろうかと思えますし、あるいは、ちょっとJAEAさんの場合はいろんな施設がありますので、ある程度、束ねた形で、そもそも総合評定をするということも可能性としてはあるかもしれませんので、ちょっとそこは具体的な施設ごとの評定の仕方というのは、少しまた御相談をさせていただければと思いますが、ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

では、よろしければ、次のものに進みたいと思います。議題の4番目でございます。ページで言いますと、通しで言いますと29ページ目でございます。資料4でございますけれども、これは少し背景、前回のワーキングでも御紹介いたしましたけれども、先日の委員会、10月2日の規制委員会の会合で、少し委員長のほうから御指摘をいただいて、核燃料施設の指摘事項の取扱いについて、実用炉と同じような、緑、白、黄、赤というような評価ですというものについては、そもそもの施設の状況、リスク、内包する原子力、物質の量、そういったものが違うというところがあるので、統一的にやるやり方ではなくて、もう少しやり方を考えてはどうかというような御指摘がありまして、それで、事務局のほうで一案を作成したというものでございます。これは最終的には委員会のほうにもお諮りをして、委員にも御相談して決めなきゃいけないというところでございますけれども、まずはワーキングの中で事業者の方々にも御意見を聞きたいということで、今回、お示ししているものでございます。

中身については、資料4で御説明を今からさせていただきますが、今、背景としては申し上げましたけれども、そういった事情がございまして、基本的な方向性としては、この1.の白丸で書いておりますように、実用炉とは異なる方法で取扱いを行うという方針にするということございまして、その指摘事項をどう取り扱うかと、判定としてですね。これは最終的に追加検査をどうするかというところの我々の行政措置のほうにはね返ってくるというところでございますので、そういったものについては、施設の特徴、状況、それ

から指摘事項の重さかげん、そういったものを踏まえて、ここに書いておりますSERP（安全重要度・対応措置評価会合）というものにおいて判定してはどうかということでございます。

指摘事項の取り扱い、2.のところでございますけれども、まず、基本的なところは実用炉と同じスキームを活用するというので、最初に検査ガイドを使って検査をして、そこで何か気付きがあって、それが指摘事項になるかどうかというところでのパフォーマンスの欠陥があるかどうか、それから軽微なのか、軽微を超えるものなのかどうかというところについては、基本的には同じプロセス、スキームで、実用炉、核燃料施設関係なくやりたいと思いますけれども、指摘事項になる可能性があるものについては、基本的には2区分の判定を行うということでございます。つまり、我々が追加的な検査、追加的な措置を行う必要があるものか、あるいは事業者の自主的な改善に任せておいて大丈夫なレベルのものなのかというような形の追加行政措置がある、あるいはなしというような、二つの区分で判定を行って、具体的に、追加措置の内容については、なかなか実用炉のように色分けして3区分というわけにいかないの、ここにも書いておりますように、実用炉の考え方も参考にしながら、それぞれの施設の特徴に応じて総合的に評価を行う。そのために、ここにありますSERPを開催して決定するという形にしたいというところでございます。

まずはこの考え方でどうかということで、皆様にも御意見を聞きたいですし、最終的には委員会のほうにもお諮りして決定いただきたいと思っておりますけれども、この考え方で少し了解を委員会にもいただけるようであれば、具体的な事例で、少し我々の中でもケーススタディ的なことをして、それを事業者の方々とも共有させていただいて、本格運用に向けた準備を進めたいなというふうに考えております。

参考として、30ページに少し図を付けております。これは従来から原子力規制検査の流れということで付けているものですけれども、指摘事項の評価、オレンジ色で示しているところが今回変わっているというところでございまして、ここの部分については、バツ印をつけておりますけれども、この4段階の色づけではなくて、SERPにおいて二つの区分で決定をするというところでございます。

ですから、基本的な検査、これはガイドを使ってやるというところは、これまでの試運用で変わらないというところでございます。

それから、具体的な指摘事項になるかどうかの考え方については、初期スクリーニングを行うというところについては変わらないということでございますし、追加検査をどのレベルにするかというものも、実用炉を横目に見ながら、どの程度の追加検査をするのかというところについては、SERPの中で、その程度を判定していくという形にして、色をつけて、ある程度、客観的に決めるということではなくて、そこは少しSERPというプロセスの中で決めていきたいというところでございます。

説明は以上でございますので、あと、質疑応答をしたいと思っておりますけれども、もし御意見がございましたら、御指摘いただければと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、横尾さん。

○横尾日本原燃安全・品質本部部長 日本原燃、横尾でございます。

2点確認させてください。

1点目が、指摘事項になったものは、すべからくSERPで判定が行われるのかと。検査官が判定することはなくて、全てSERPになるのかというのが1点目。

2点目が、指摘事項の区分は一応、2区分の判定になるんですけども、この判定を行うための評価ガイドというんですか、検査ガイドというんですか、そういうものを作られる予定があるのか。

まず、この2点、教えてください。

○古金谷検査監督総括課長 すみません、2点目の横尾さんのイメージは、評価ガイドというものを実用炉並みに作るかどうかということですか。

○横尾日本原燃安全・品質本部部長 実用炉並みとは言わないまでも、一応、基本的な考え方が整理してあるガイドが、作る予定があるのかと。そういうことです。

○古金谷検査監督総括課長 具体的に、どのガイドをつくるかどうか、どういった形で構成するかどうかということでは、これから考えなきゃいけないんですけども、あまり細かなプロセスを規定するのは難しいと思っています。考慮事項として、いろんなリスクの考え方とか、そういう定性的なことを踏まえて決定するというようなことは書けるかと思えますけれども、それぞれ施設施設によって違うところがありますので、こういった考慮事項を考えて決定しますというところまでは、どのガイドかわかりませんし、新しいガイドを1本設けるかもしれないけれども、そういった形になろうかと思えます。

もう一つ、全てSERPによるのかということでは、基本的に、そうです。はい。ただ、事案を積み重ねていく中で、類似事例、過去に緑に判定したものと基本的に類似なものが出てきたという場合が、蓄積が出てきて、そういったものがある程度わかるようであれば、過去の事例に照らし合わせて、簡素なSERPで終わらせるというようなものはあろうかと思えますけれども、今考えているものについては、基本的にスクリーニング・クエスチョンのようなものをですね、実用炉のようなものをつくるというのは、かなり難しいかなと思っています。スクリーン・ツー・グリーンにするような質問、イエス・ノー質問をつくるのは難しいかなと思っていますので、そういった点では、指摘事項になるといった段階で、SERPを開催して、そこで関係の管理職と担当検査官で議論をして決めるというような形になろうかと思えます。

○横尾日本原燃安全・品質本部部長 日本原燃、横尾です。

どうもありがとうございます。

ちょっと私が気になっていますのは、全てSERPに上がるとなると、どのぐらい件数が上がるかによると思うんですけども、リソースを有効に活用するためには、その前段で、ある程度、現地の検査官が判断できるようなものは、やっぱりそこで落としておいてというのがやっぱり有効かなと思っています、リソースの有効活用という意味合いでね。という

ころを少し検討する必要があるのではないかというのが1点と。

あと、定性的評価にならざるを得ないというところは、私もかなり難しい面があるとは思っているんですけども、とは言っても、やっぱり客観的な判断というのがこの制度の求めているところであると思っているので、あまりにも主観的になり過ぎるところを少し心配しているというところなんです。そのために、少しでも客観的な判断に近づけるような考え方を文書化して、みんなで共有するというところも必要ではないかというところを考えている次第です。

以上です。

○古金谷検査監督総括課長 了解しました。ちょっと、どういった形ができるかというのは、御指摘を踏まえて、できるだけ、客観的に、あるいは過去はこういう判断をしたのに、今回は同じような事例に対して違う判断ができるとか、一貫性がないようなことにならないようにとか、そういうのは制度の信頼性にもかかわってくるころはあろうかと思えますので、御指摘の点は、少し我々の中でも共有して、どういう形があるのかというのは、またちょっと御相談させてください。

○横尾日本原燃安全・品質本部部長 よろしくお願ひします。

○古金谷検査監督総括課長 ほかにどなたか。

爾見さん、どうぞ。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力、爾見です。

私、発電炉なんですけど、ただ、少なくともコーナーストーンによっては、そのまま再処理で使えるところがあると思っていて、平常時運転時の従事者の被ばくと、平常時運転時の外への放出量は、多分、基準も一緒じゃないかと思うんですけど、制限値も、だからSDPもそのまま使えるんじゃないかと思えます。何かそんな気がしますが、セキュリティも多分同じような考えができると思えます。

事故のところだけが無理で、事故は再処理事業認可の添付8章に事故解析がありますけど、あの事故の中で、発電所の炉心溶融に当たるほどの放出量の事故がどれかというのまで考えないといけないので、今から半年でできるとはちょっと思えないので、ここはしようがないかなと思うんですけど、横尾さんがおっしゃる、一定量の客観性を持ってみたいな話とか、作業量の低減という意味では、そこは使えないのかなという気がしますが、いかがでしょうか。

○古金谷検査監督総括課長 御指摘ありがとうございます。今、爾見さんがおっしゃるところは我々の中でも議論がありまして、核燃料施設の施設安全のコーナーストーンと、セキュリティあるいは放射線防護のコーナーストーンとでいうと、恐らく放射線防護、PPも、ちょっと私も詳しくはわかっていないんですけども、恐らく共通的な考え方で、特に被ばくであれば、被ばく限度からどれぐらい超えて被ばくしたかとか、そういう、もう客観的に白になる、黄色になるというのは決まっていますから、それが使えなくはないだろうなと思っています。

ただ、一方で、じゃあ、施設を評定するときに、ある判定、このコーナーストーンでは赤です、このコーナーストーンでは指摘事項の追加措置あり・なしという、その施設だけを見たときに、対外的に、ある違反の場合には緑であると、ある違反の場合には色がないですというようなところというのは、逆に言うと、対外的なわかりやすさからすると、すごく混乱するのではないのかなというふうなところが、我々の中の議論がありまして、それで今こういった持ち出し方でやってはどうかなというふうに思っています。

これは対外的なわかりやすさ、運用面では、確かに爾見さんがおっしゃるようなことは可能だと思いますけれども、それをやった瞬間、対外的なわかりやすさというところは非常に難しくなってくるかなというふうに思いましたので、今、ちょっとこういう提案をさせていただいているというところでございます。

ほかに。

どうぞ、曾野さん。

○曾野日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部技術主席 原子力機構の曾野です。

今の点とも関連するんですけども、今回、核燃料サイクル施設にこういった区分の提案をしていただきまして、基本的には、発電炉の事故に比べた絶対的な評価という形で、行政措置あり、またはなし、要は事業者の裁量によるか、規制庁の介入があるかという点で、そういう絶対的な評価になっているかと思って、その点は適当ではないかというふうに思っております。

やはり核燃料サイクル施設の中でも、比較的风险が高い施設と、全く低い施設と、幅がありますので、この二つの区分に対して、やはりプラス・マイナスといたしますか、行政措置がある場合でも、その中でも、さらにちょっと程度の大きいものとか、逆に低いもの、そういったものをプラスとマイナスというふうに、さらに細分化して、発電炉の四つの色区分ですね、それに相当する、絶対評価の低い中でも四つぐらいの区分に分けると、そういったことも考えていただければ、リスクの程度というんですか、それがある程度イメージしやすいのかなと思ひまして、そういったことも御検討いただければというふうに思いました。

感想です。

○古金谷検査監督総括課長 御指摘ありがとうございます。

実際、我々の中でも、議論していたときに、じゃあ、指摘事項を二つに分けて、追加対応措置なしの場合はいいんですけども、ありの場合に、じゃあ、どこまでやるのかというところは、当然、我々の中でも議論がありました。恐らく、その場合に、どこまで明確にできるかというのはわからないんですけども、当然、施設の特徴というものが大きく関わってくると思ひます。内包する核燃料物質のそもそも量とか、トータルのリスクの関係もありますので、そういったところはしっかり考慮した上で、対応措置というのは決めていかなきゃいけないだろうなど。



ですから、やはり六ヶ所だとか、そういった再処理だとか、そういう非常にリスクの高い、核燃料施設の中でも高いものについては、しっかりと発電炉並みに検査ガイドとしても同じようなボリューム感でやろうと思っていますので、しっかりとそういう対応が必要でしょうし、一方で、使用施設のようなもので、特に41条非該当のようところで何か指摘事項があつて、我々が何か介入するといった場合に、同じように介入して、追加的な検査をする必要があるのかというところは、当然あるかと思しますので、それは施設の状況だとか、事業者の対応能力だとか、そもそもの事案の大きさ、レベル感というものも踏まえて、追加措置、追加検査の内容については考えたいと思います。そのときに恐らく参考になるのは実用炉で、3段階に分けているような形で考えていく必要はあるのかなというふうな議論は中でもしております。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

じゃあ、熊谷さん、どうぞ。

○熊谷統括監視指導官 核燃部門の熊谷ですけども。

今の曾野さんからの御質問なんですけども、一応、追加検査の程度は、原子力規制検査規則のほうでも、それぞれ軽微な劣化・劣化・重大な劣化という、3段階に規則上も区分されていますので、一応、その考え方も取り入れた形で対応区分を決めていきたいと思っています。

以上です。

○古金谷検査監督総括課長 熊谷さん、ありがとうございました。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

じゃあ、ちょっとまた、本件については、恐らく次の検討チームでもちょっと御紹介させていただいて、専門家の先生方からも意見を頂戴したいと思いますので。ありがとうございました。

では、次は議題の5番目になりますけれども、事業者における検討状況及びこれまでの検討事項へのコメントということでございます。これはうちの事務局のほうからも事業者のほうにお願いして、今後、新制度に移行するに当たって、円滑に新制度に切りかえるというところで、現行制度から新しい制度に移行するに当たっての何かネックになるようなことがないかどうか、あるいは現場での活動で支障を来すようなことがないかどうかというようなどころについて、少しここでも、いろいろ面談では、事業者面談では、そういう議論もさせていただいておりますけれども、こういった場でも、特に気になるものについては御紹介いただきたいということでお願いしたものでございますので、今日は原子力エネルギー協議会のほうから資料を御準備いただきましたので、ちょっと御説明を、これは、では河村さん、お願いします。

○河村原子力エネルギー協議会副部長 原子力エネルギー協議会の河村です。

資料5に、今、新たな検査制度について議論、規制庁さんのほうで今議論をしている、継続している事項について、3点取りまとめさせていただいております。これについてち

よっと紹介させていただきます。

まず、1点目でございますけれども、制度移行に伴う許認可手続でございますが、今、制度変更に伴いまして、設置許可、あと設工認、保安規定、あと廃止措置計画などございますけれども、それらに記載すべき事項については、面談等で議論をさせていただいておりますけれども、それらの許認可図書の具体的な記載内容をそれなりに具体化を進めているところでございますが、これらの内容について、今後議論させていただきたいというふうに思います。また、申請の時期ですとか、あと審査の方法なども含めて、今後調整させていただきたいというふうに思います。

2点目でございますけれども、プロセスと記録の信頼性確保でございますけれども、今、保安活動の中で、要求事項への適合性を検証するために、ホールドポイントを設けて、使用前事業者検査ですとか、あと自主検査などで合否判定を実施するという中で、ホールドポイントまでに実施された保安活動ですとか、あと検査等の実施プロセスの信頼性、あと合否判定を記録検査で実施する場合には記録の信頼性の確保が必要でございますが、これらの信頼性確保の考え方について整理しておりますので、これらについて、また議論させていただきたいというふうに思います。

3点目でございますけれども、サーベイランス、これは保安規定の審査基準にある、一つの項目でございますけれども、これらについて、実条件の今、性能確認の方法、これは代替の方法も含めて、今整理しているところでございますが、あわせてプレコンと考えられる事項について今整理してございますので、これらについて、また面談等で議論させていただきたいというふうに思います。

以上になります。

○古金谷検査監督総括課長 ありがとうございます。

じゃあ、本件について、規制庁側から何か。既に面談等で話をしているということかもしれないけれども、こちらとして何か問題意識を持っているとか、こういった点について引き続き調整をしたいというようなことがあれば、この場ででも御指摘いただければと思いますけれども、いかがですか。

じゃあ、小坂さん。

○小坂企画調査官 規制庁の小坂でございます。

一番下のサーベイランスとプレコンディショニングのところですけども、基本的な考え方というのは、何回か面談させていただいて、御理解いただいていると思いますけれども、今、パブコメに入っております実用炉則だとか、それから保安規定の審査基準とかでも書いてありますように、設置許可の実条件ですね、それに応じた、ここに書いていただいておりますけれども、実条件の性能確認の方法というところを今見直していただいておりますけれども、保安規定の中で、多分、この部分が一番最後まで議論がかかるのではないかなと思います。それはやはり対象になる機器が複数ありますし、それぞれ系統も違うので、一つやったことによって、全てこれでいけますよねという判断ができないというところが

あると思うので、ここはちょっと積極的にお互いやっていききたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○古金谷検査監督総括課長 ありがとうございます。

何か事業者のほうからコメントありますか。

これは、例えば海外の事例とか、そういうものというのは調べられているんですか。要はプレコンディショニングとして、こういうことはやっていい、こういうことはやってはいけないとか、そういう実運用面というんですか、NRCの規定なんかでは書いているところはあると思うんですけども、実際、事業者のほうにアクセスをして、どういうふうに行っているのかとか、そういうところというのは、何か事業者のほうで調整されているんですか。

○中野関西電力安全管理グループマネジャー 関西電力、中野でございます。

一部、サーベイランス／プレコンのところについては、連携して電力、海外の米国ですけども、一部調査をさせていただいています。そういうのを踏まえながら、ちょっと御説明をさせていただければなと思っております。

○古金谷検査監督総括課長 はい、わかりました。じゃあ、そういった情報も、また説明の際に御提供いただければと思いますので、よろしく願いします。

ほかに何かございますか、規制庁側。

じゃあ、村尾さん。

○村尾企画調査官 専門検査の村尾です。

この二つ目のところですけども、設工認と定事検関係と記載されておりますけども、この検討状況の中の内容を見ると、定期事業者検査のことはあまり書かれていないんですけども、具体的な内容としては、使用前事業者検査、それから定期事業者検査の独立性のことを今後検討したいということをおっしゃっているんですかね。それについては、我々も、ちょっとそこは今後、引き続き検討したいなというふうには考えておりますので、その辺、ちょっと具体的なお話をさせていただきたいなと思います。

○古金谷検査監督総括課長 いかがですか、ATENAのほうは。お願いします。どうぞ。

○片桐電源開発原子力技術部安全総括室課長 電源開発の片桐でございます。

2番目の点で、設工認と定事検関係と表題を書いています。これ、今、ここで書いている我々課題だと思っているのは、二つに共通することとして、プロセスと記録の信頼性確保の方法について、我々課題だと思っています。

加えて、中に書いていますが、自主検査等、これはある程度幅を持った話になると思いますが、使用前事業者検査等は、この設工認、使用前、あと定事検関係ですが、それ以外に、自主検査等についても記録の信頼性、プロセスの信頼性、これをどのように確保するのかということが、我々、説明していかなければいけない課題だと思っています。

独立性の件については、従前から継続して議論させていただいているところだと思えます。我々としては、形式的なというよりは、実質的なところで、品管規則の48条要求のと

ころの趣旨は理解していて、実質的な独立を我々どのように確保するのかといったところは検討していきたいと思っていますし、その検討結果についても、引き続き御説明させていただいて、調整できればいいなというふうに思っています。

○古金谷検査監督総括課長 すみません。ちょっと今の説明で私自身が理解できていないので、申し訳ないんですけども、この信頼性確保という表現と、先ほど村尾のほうから質問があった独立性の議論は、全く別個だということなんですか。

○片桐電源開発原子力技術部安全総括室課長 二つ話があって、別だと思っています。信頼性確保という意味では、プロセスと記録の信頼性を検査の前提条件として確保しなきゃいけないというふうに我々は思っていて、それをどのように確保するのかというのが、このテーマだと思っています。信頼性を確保するための一つの方法として、独立性をとった体制で検査に臨むというの、その一つの方法だと思っていて、話は二つあって、今、私が説明した前者の話が、ここの課題だと思っています。

○古金谷検査監督総括課長 ですので、すみません、その信頼性というのは、具体的にどういう活動をもって、じゃあ、担保しようと思っているか、もう少し具体的に。今後面談で説明なのかもしれないんですけども、ちょっと、あまりにも信頼性というと漠としていて、具体的にこういうことをやるので、これでとれないかどうかということは今後面談で説明したいというような、もう少し具体的な、信頼性確保のための具体的な活動の内容というんですか、それを説明してもらえませんか。

○片桐電源開発原子力技術部安全総括室課長 電源開発の片桐です。

まず、プロセスの信頼性というのは、個々にQMSを組んでいまして、そのQMSに従った活動をすることで基本的には確保されますけど、それが実態的にちゃんとできているかといったことを第三者が見ていくということで、プロセスの信頼性は確保、その説明ができるように我々もしたいと思っていますところなんです。

それから、記録の信頼性は、記録をとる現場そのものを第三者が確認するといったような行為等をいろいろ活用して、記録したものの信頼性を確保する。例えばそういったことを検討していまして、それは、より具体的な話は面談等で詳細に説明したいなというふうに思っているところなんです。

○古金谷検査監督総括課長 今の御説明ですけども、何か追加の御質問。

村尾さん、いかがですか。

○村尾企画調査官 いずれにしても、検査の独立性、あとプロセスの信頼性については、引き続き面談等で検討していきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

○古金谷検査監督総括課長 具体的には、これから面談でということなんですけれども、そもそもの規制検査導入の趣旨というのが、要はパフォーマンスベースですと。これまでのプロセス型とか、そういうのじゃなくて、パフォーマンスベースですという考え方だと思うんですよね。そうした場合には、これはどちらかということ、もう事業者のほうでのプロ

セスなので、我々は見ませんということかもしれないんですけども、問題があれば、そこに検査していくということかもしれないんですけども、ちょっと、どういう問題意識があるのかということも含めて、また面談のほうで確認させていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかに何かございますか。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 ちょっと違うんですけど、もう一個、足したいものがあるんですけど、いいですか。

○古金谷検査監督総括課長 この三つ以外にですね。ちょっと待ってください。

どうぞ、もしよろしければ。曾野さん。

○曾野日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部技術主席 その関連のほうか。

○古金谷検査監督総括課長 そうですか。じゃあ、追加で。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 これと関係ないです、四つ目なので。

○曾野日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部技術主席 であれば。

○古金谷検査監督総括課長 どうぞ、曾野さん、お願いします。

○曾野日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ統括部技術主席 原子力機構の曾野です。

本日、この議題に合わせて資料を用意していなくて申し訳ないんですけども、原子力機構でも、核燃料サイクル施設の運用面で、パブリックコメント第2段階を受けて、施設管理ですとか、事業者検査に関する運用面については、近日中、今週中には、面談等で御相談したいことがございまして、それについては、また別途、協議の場を設けていただければと思います。それだけです。

○古金谷検査監督総括課長 了解しました。ありがとうございます。

じゃあ、爾見さん。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 関西電力、爾見です。

今、三つあったんですけど、ちょっと細かいので、ここに載せていないんですけども、今回、取安、核パラメータの確認が検査に入りますと。とても大事なことで、その検査要領書を見ると、取安の計算コードの妥当性の確認があるんです。本来、これ、検査は結構難しいはずなんです。見方によってはできるんですけど、ちょっと見方を確認しておいたほうがいいと思ひまして、面談でも、どこかの試運用の中で実際確認してみてもやってみるということができると思ひます。設置許可とかでオーソライズされたコードは、これは問題ないと思ひますが、そうでないコードの確認というのは、そんな現場で1日やったからわかるというものでは僕はないと思ひるので、ちょっとやり方を事前に詰めておいたほうがいいかなと。そういう課題もありますという頭出しです。

○古金谷検査監督総括課長 かなりスペシフィックな話ということだろうと思ひますけれども、ちょっと中身にもよると思ひますし、例えばそれが本当に使って危ないものであれば、事前にしっかりチェックする必要もあるかもしれませんけれども、そうでなければ、

実運用の中で、設計管理の中で、3年に1回の検査の中で、しっかりと専門の検査官によってがっつり見るというようなやり方もあろうかと思えますし、そこで問題であれば、指摘をして、正してもらおうということもあろうかと思えますし、ちょっと具体的な中身、私も把握しておりませんので、そこはちょっとまた御相談はさせていただきます。ありがとうございました。

○片岸主任原子力専門検査官 すみません、実用炉監視の片岸です。

今の件、我々も問題意識を持っておりまして、これは何とかしないといかんなどということで、審査課のほうとも相談しながら今進めているところなので、もう少しお待ちください。ごめんなさい。

○古金谷検査監督総括課長 片岸さん、具体的にはどういうふうな問題意識で今検討されているか、ちょっと、もし差し支えなければ。

○片岸主任原子力専門検査官 実際に事業者さんが使っている計算コードなんですけども、最終的には、多分、MOXの燃料のMOXコードをどうするかということなんです。一応、それを審査課のほうで、これとこれを使ったやつはいいですよということは設置許可の中で述べられているんですけども、事業者さんは、そこにとどまらず、年々、改良しているわけなんです。だから、改良の中身をどこかでいいですよと、どこが言うのか、それを実際出てきた結果をフィードバックしながら、規制側が何らかの判断をしなくちゃいけないので、そこをどうしようかということで、今悩んでいるところなんです。

すみません。これ以上、私の口からは言えないので、すみません。何らかの結論は出そうと思っています。

○古金谷検査監督総括課長 どうぞ、爾見さん、お願いします。

○爾見関西電力原子力事業本部部長 せっかく話が出たので、MOXで、CASMOというコードがあって、MOX燃料には使っていないんです。ウラン燃料では使っているんです。でも、そっちのほうが増分新しくいいので、我々、使いたいと思っていて、実際、そうやって設計します。そのほうが精度がいいです。検査で本来確認することは、実際の、それを使って組んだ炉の核パラメータは、炉物理検査で確認できます。それが入っていれば僕はいいと思うんですけど、その計算コードの妥当性を見ると要領書に書いてあります。だから、ちょっとその見方を、どうやって見るのか、または審査までするのかということ、またちょっと面談等で別途やらせていただければと思います。

○古金谷検査監督総括課長 了解しました。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

今回、ATENAさんからですけども、ほかの、先ほど曾野さんから、JAEAからお話ありましたけれども、ほかにも、こういったところ、今後運用面で明らかにしたいとか、そういう、資料はなくても結構ですので、何か問題意識ございましたら、この場で御発言いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。特にありませんか。よろしいですか。わかりました。

じゃあ、追加の御指摘も今、取安の関係がございましたけれども、ちょっと、いただいた懸念点については、引き続き面談等で調整させていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

では、今日予定しておりました議題は以上になりますけれども、全体を通じて何か御指摘あるいはコメント等ございましたらお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。よろしいですか。

特にないようですので、では、今後の予定について、ちょっと御説明をしたいと思っておりますが、佐藤さん、大丈夫ですか。お願いします。

○佐藤課長補佐 検査監督総括課の佐藤です。

今後の予定としましては、本日、検討チームのワーキング、させていただきまして、この案件と前回のワーキングをまとめた議題を、第18回の検討チームとして11月26日に開催予定にしております。その後、今日お話しさせていただいた公衆参加のあり方等について、委員会に諮るということを考えています。

その後は12月の中旬ぐらいに第31回のワーキングを予定していると。大体、そのような形になっておりますので、また開催案内、送らせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○古金谷検査監督総括課長 具体的な日程は、まだ決まっていないんですか。

○佐藤課長補佐 具体的な日程は、申し上げてよろしいということであれば、第31回のワーキンググループは12月17日の火曜日を予定しています。火曜日の14時～16時。

上から参りますと、11月26日の火曜日の第18回の検討チームは、10時～12時を予定しています。11月27日に委員会を、委員会に入れられれば入れるという話になっていて、12月17日14時～16時で第31回のワーキンググループ、2019年の12月25日に、これまでまとめてきた案件について、委員会に上げられればというところまで決定しています。

以上です。

○古金谷検査監督総括課長 すみません、委員会はあくまでも我々の事務局の願いでして、委員会でそれをやると、まだ決まっているわけではないということだけ御承知ください。我々の今後の作業を円滑に進めるため、目安としては、それぐらいのタイミングで委員会にもお諮りしたいというふうに考えているということ御了解いただければと思います。

検討チームのほうは26日、それからワーキング、第31回ですね、これについては17日ということで、また正式な開催案内は送らせていただきたいと思っておりますけれども、その予定で考えているということですので、御承知おきください。

では、よろしければ、これで終了にしたいと思います。どうもありがとうございました。